

長浜市告示第220号

公印を新調し、及び廃止したので、長浜市公印規則（平成18年長浜市規則第9号）第12条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

新調した公印

名称	寸法	用途	印影	使用開始期日
長浜市長之印／ 窓口専用	方21ミリ メートル	戸籍関係、住民基本 台帳関係、印鑑登録 関係及び税に関する 諸証明並びに埋火葬 許可及び臨時運行許 可	(略)	令和6年4月1日
長浜市長職務代 理者之印／窓口 専用	方21ミリ メートル	戸籍関係、住民基本 台帳関係、印鑑登録 関係及び税に関する 諸証明並びに埋火葬 許可及び臨時運行許 可	(略)	令和6年4月1日

廃止した公印

名称	寸法	用途	印影	使用廃止期日
長浜市長之印／ 浅井支所専用	方21ミリ メートル	戸籍関係、住民基本 台帳関係、印鑑登録 関係及び税に関する 諸証明並びに埋火葬 許可用	(略)	令和6年3月31日
長浜市長職務代 理者之印／浅井 支所専用	方21ミリ メートル	戸籍関係、住民基本 台帳関係、印鑑登録 関係及び税に関する 諸証明並びに埋火葬 許可用	(略)	令和6年3月31日

長浜市長之印／ びわ支所専用	方 2 1 ミリ メートル	戸籍関係、住民基本 台帳関係、印鑑登録 関係及び税に関する 諸証明並びに埋火葬 許可用	(略)	令和 6 年 3 月 3 1 日
長浜市長職務代 理者之印／びわ 支所専用	方 2 1 ミリ メートル	戸籍関係、住民基本 台帳関係、印鑑登録 関係及び税に関する 諸証明並びに埋火葬 許可用	(略)	令和 6 年 3 月 3 1 日
長浜市長之印／ 虎姫支所専用	方 2 1 ミリ メートル	戸籍関係、住民基本 台帳関係、印鑑登録 関係及び税に関する 諸証明並びに埋火葬 許可及び臨時運行許 可可用	(略)	令和 6 年 3 月 3 1 日
長浜市長職務代 理者之印／虎姫 支所専用	方 2 1 ミリ メートル	戸籍関係、住民基本 台帳関係、印鑑登録 関係及び税に関する 諸証明並びに埋火葬 許可及び臨時運行許 可可用	(略)	令和 6 年 3 月 3 1 日
長浜市長之印／ 湖北支所専用	方 2 1 ミリ メートル	戸籍関係、住民基本 台帳関係、印鑑登録 関係及び税に関する 諸証明並びに埋火葬 許可用	(略)	令和 6 年 3 月 3 1 日
長浜市長職務代 理者之印／湖北 支所専用	方 2 1 ミリ メートル	戸籍関係、住民基本 台帳関係、印鑑登録 関係及び税に関する 諸証明並びに埋火葬 許可用	(略)	令和 6 年 3 月 3 1 日
長浜市長之印／ 高月支所専用	方 2 1 ミリ メートル	戸籍関係、住民基本 台帳関係、印鑑登録 関係及び税に関する 諸証明並びに埋火葬 許可及び臨時運行許 可可用	(略)	令和 6 年 3 月 3 1 日

長浜市長職務代理者之印／高月支所専用	方 2 1 ミリメートル	戸籍関係、住民基本台帳関係、印鑑登録関係及び税に関する諸証明並びに埋火葬許可及び臨時運行許可可用	(略)	令和 6 年 3 月 3 1 日
長浜市長之印／余呉支所専用	方 2 1 ミリメートル	戸籍関係、住民基本台帳関係、印鑑登録関係及び税に関する諸証明並びに埋火葬許可可用	(略)	令和 6 年 3 月 3 1 日
長浜市長職務代理者之印／余呉支所専用	方 2 1 ミリメートル	戸籍関係、住民基本台帳関係、印鑑登録関係及び税に関する諸証明並びに埋火葬許可可用	(略)	令和 6 年 3 月 3 1 日
長浜市長之印／西浅井支所専用	方 2 1 ミリメートル	戸籍関係、住民基本台帳関係、印鑑登録関係及び税に関する諸証明並びに埋火葬許可及び臨時運行許可可用	(略)	令和 6 年 3 月 3 1 日
長浜市長職務代理者之印／西浅井支所専用	方 2 1 ミリメートル	戸籍関係、住民基本台帳関係、印鑑登録関係及び税に関する諸証明並びに埋火葬許可及び臨時運行許可可用	(略)	令和 6 年 3 月 3 1 日